

令和5年3月10日

## 令和3年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

### 【文書指摘】

## 令和3年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

### 【文書指摘】

- 1 ICT教育の加速化について（教育委員会） ..... 1頁
- 2 元健康増進センター等庁舎管理費について（福祉保健部） ..... 2頁
- 3 債権回収のあり方について（生活環境部・総務部） ..... 2頁
- 4 高度技能・技術人材育成プログラム開発について（商工労働部） ..... 3頁
- 5 令和3年度国土交通省所管補助金の受入手続の不備について（県土整備部・総務部・会計管理局） ..... 4頁

【文書指摘】

指摘事項	今後の対応	令和5年度事業名・予算額
<p><b>1 ICT教育の加速化について</b></p> <p>GIGA スクール構想により一人一台の情報端末が整備され、各校で活用が進む一方、十分に活用されていない学校も一部に見られるなど、進展の度合いに差が生じています。</p> <p>学校教育現場はコロナ禍で転換期を迎えており、教育の不公平感を生み出さないためにも、ICT 機器活用による遠隔教育など休校時の学習機会の確保を行い、学びを止めない体制の確立が急務となっています。</p> <p>そのためには各教員の ICT 活用指導力の向上が必須となりますが、業務多忙等を理由に研修受講が困難という状況が見られます。</p> <p>各校において校長を中心とした管理職がリーダーシップを発揮して教育活動に ICT を取り入れ、教員の働き方改革を行うことで教員が研修受講できる環境づくりにつなげるべきであります。</p> <p>また、児童生徒が県内のどの学校においても学ぶ機会を逃すことのないよう、外部委託なども含めた ICT 支援員の一時的増員などにより、各校の ICT 指導力向上を図るとともに、業務の負担軽減を図り、ICT を最大限活用した教育の質の向上に向けた取組を加速させるべきであります。</p>	<p>令和3年度から4中学校区に指定した ICT 推進地域において積極的に ICT 機器を活用した実践を行い、そこで得られた知見や好事例を定期的にオンラインでライブ配信することで横展開を図るとともに、学びの創造先進校（1校）におけるプロジェクト型学習（PBL）などの先進的な取組をもとに、鳥取県版PBLカリキュラムの開発を行いました。令和5年度はICTの活用に支援を必要としている学校を「ICT活用教育推進校」に指定（全県で8校）し、校務分野での活用による働き方改革と学習への活用を強力に推進するとともに、同推進校での取組状況をホームページ等で発信して全県下に横展開していきます。</p> <p>各教員のICT活用指導力向上に向けては、校長（令和3年度より学校CIOに位置づけ）や情報化推進リーダーへの悉皆研修など校内推進役への意識改革を継続することに加え、オンライン研修を増やして教員が受講しやすい環境を構築するとともに、教員個々の能力に応じた自主研修に活用できる研修動画・資料の公開を充実していきます。</p> <p>ICT活用支援については、学校等の要望に応じてソフト開発やネットワークの構築の支援・助言等を行うICT教育指導員（有資格者）1名の配置に加え、デジタル教科書の活用をはじめとしたGIGAスクールを深化させる授業づくりの支援を行う教育DX推進員1名を新たに配置します。また、令和4年度に開設した「GIGAスクール運営支援センター（ヘルプデスク）」の支援対象を市町村教育委員会にも拡大します（令和4年度は県立学校のみ対象）。</p> <p>全市町村に配置されているICT支援員とも連携を図りながら、県全体の底上げを図りつつ、強固な支援体制を構築していきます。</p>	<p>GIGA スクール運営支援事業 4,191 千円</p> <p>教育企画研修費（ICT 活用教育推進） 23,019 千円</p> <p>とっとり GIGA スクール構想推進事業 8,408 千円</p> <p>ICT 活用推進事業 18,443 千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和5年度事業名・予算額
<p><b>2 元健康増進センター等庁舎管理費について</b></p> <p>旧東部健康増進センターにおいては、平成11年3月の用途廃止以降、土地の一部は、高速道路交通警察隊鳥取分駐隊庁舎、原子力防災支援基地が整備され所管替され活用されていますが、その他は有効活用されていない状況が長く続いています。</p> <p>本来であれば、用途廃止された段階で、有効活用、売却等について検討されるべきですが、十分な対応ができていなかったものと考えられます。</p> <p>現状において、建物は老朽化しており、一部では雨漏りにより床が腐敗し危険な箇所もあります。感染症対策用の衛生用品等の保管のために一部利用されていますが、その他、今後、有効な活用が見込まれるとは言い難い状況です。</p> <p>建物地下にある電気・機械設備は同一敷地内にある施設事業者と共用している状況であり、電気事業法上で必要となる点検費用は県と事業者で折半して支払いをしています。また、センター建物の機械警備、消防設備の点検・保守の料金も生じています。</p> <p>これらの経費は建物がある限り毎年生じ続けるものであり、建物を解体撤去し廃止することも含め、県有施設・資産有効活用戦略会議とも連携して、今後のあり方を検討すべきであります。</p>	<p>旧東部健康増進センターについては、感染症対策用に備蓄している個人防護具、マスク等の衛生用品の保管などに必要に応じ利活用してきたところですが、建物の老朽化が進んでおり、今後、県有施設・資産有効活用戦略会議の場等も活用しながら、解体撤去も含めた利活用・処分について関係者と対応を検討していきます。</p>	<p>元健康増進センター等庁舎管理費 1,374千円</p>
<p><b>3 債権回収のあり方について</b></p> <p>県営住宅明渡等請求事件損害賠償金等の過年度分の債権回収について、任意交渉により取り組まれています。債務者が住所不明となったことから請求事務ができないまま消滅時効の期間が経過し、その後居住地が判明しても請求した際に</p>	<p>県営住宅明渡等請求事件損害賠償金等の過年度分の債権回収については、「県営住宅退去滞納者家賃等の債権に関する事務処理要領」を改正し、時効完成に至らないよう滞納者から定期的(年1回)に債務の承認を得ること、債務者が所在不明になった場合は、公示送達により支</p>	<p>県営住宅維持管理費 (家賃・駐車場使用料の徴収事務) 9,718千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和5年度事業名・予算額
<p>消滅時効の援用をされる事案が多く生じています。</p> <p>令和4年3月末時点で時効期限を経過している債権が62件ありますが、これまで強制執行又は支払督促といった法的手続きは検討されておらず、十分な対応ができていなかったものと考えられます。</p> <p>このように、法的手続きの検討がされないまま時効期限を迎え、援用により不納欠損処理されているものは、全庁的な問題であると考えますが、令和3年度から発足された鳥取県税外債権管理プロジェクトチームにおいて法的手続き等のあり方について検討し、適切な債権管理に取り組むべきであります。</p>	<p>払督促等の法的手続きを行うことなどを定め、時効更新の措置を適切に講じていきます。</p> <p>また、鳥取県税外債権管理プロジェクトチームにおいて、部局ごとの対応に濃淡が生じないよう、法的手続きを含めた債権管理・回収のあり方について検討を行い、支払督促から強制執行に至るまでの具体的な手続きを、現行の債権管理マニュアルに追加改訂しました。実際の債権回収にあたっては、担当課と税務課で事例ごとに対応方針を検討し、その結果に基づいてチームを構成し、合同で訪問催告や法的手続き等を行うなど、適切な債権管理・回収に取り組んでいきます。</p>	<p>税外未収金回収関連強化事業</p> <p>9,490千円</p>
<p><b>4 高度技能・技術人材育成プログラム開発について</b></p> <p>県内企業の高度技能・技術人材を育成するため、県は平成30年に調査研究機能の一部が県内移転された「独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校」と連携し、重点分野における職業能力開発体系の整備と、各企業の人材開発プランの作成を推進しています。まずは、自動車分野について人材開発プラン作成を進めていますが、プラン作成にかかる労力等が障害となり、実際取り組んでいる企業はわずか3社のみという状況です。</p> <p>県内中小製造業においては、技術者の高齢化による世代交代や人手不足を背景に、社内における技術の伝承・共有、体制の見直しが喫緊の課題となっていますが、技術やその習得方法、組織の在り方等の見える化は、県内企業や産業全体の持続的発展のためにはなくてはならないものです。</p> <p>より多くの企業がプラン作成に取り組むように、プラン作成企業の数値目標を設定し、作成作業の軽減や経営者等の意識啓発に向けて支援方法を改善すべきであります。</p>	<p>製造業における人材育成プランの作成促進については、令和5年度の目標を年10社（プラン作成及びプランに基づく研修実施企業数）とし、ポリテクセンター等関係機関と連携して伴走支援及び普及啓発に取り組めます。</p> <p>企業の伴走支援にあたっては、個々の実情を踏まえた重点ポイントに特化したプランの作成を促すなど、企業の負担軽減につながる改善を図ります。</p> <p>また、経営者等の意識啓発に向けては、プラン作成の動機付けとなる動画（人材育成に取り組む重要性など）を令和5年3月に配信するとともに、今後、他業種も含めたリスキリングと併せて普及啓発を強化していきます。</p>	<p>産官学連携による産業人材育成事業（人材育成プランの普及啓発・伴走支援強化）</p> <p>4,830千円</p> <p>D X時代の「リスキリング推進企業」機運醸成事業</p> <p>16,813千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和5年度事業名・予算額
<p><b>5 令和3年度国土交通省所管補助金の受入手続の不備について</b></p> <p>国庫補助金をはじめとする国庫支出金は、本県財政において歳入決算の2割程度を占める主要で貴重な財源であります。</p> <p>中でもこれまで数十年にわたって国に要望し財源を確保してきた道路事業に関しては、ミッシングリンク解消など高規格幹線道路整備を進めることで、県民の安全・安心や地域経済の活性化をもたらす本県において必要不可欠な重点事業であることは言うまでもありません。</p> <p>しかしながら、令和3年度の国土交通省所管の道路事業補助金について、国費受入手続不備により当該年度の歳入処理が行われず24億8,600万円余もの歳入欠かんを生じました。</p> <p>背景として、新型コロナウイルス感染拡大防止のため通常とは異なる勤務体制だったことや会計処理システムの起動不具合などの不測の事態が重なるという事情があったとはいえ、担当課内や会計管理局を含めた部局間の連携などにより、防ぐことのできた不備であることは指摘せざるを得ません。</p> <p>既に国費事務に係る全庁的な再発防止策が講じられているところではありますが、今般の事務手続不備は本県の国庫支出金の取扱いや公共事業そのものに対する姿勢をも問われかねない、国や県民に対する信義則にもとる事態と捉え、改めて職員の意識改革を図り国費事務に係る改善策の運用を徹底するとともに、組織体制を整えるなど今後さらなる業務適正化(内部統制)を推進されるべきであります。</p>	<p>国土交通省所管補助金の受入手続の不備により多額の未収金を発生させたことについて、深刻かつ重大なものとして受け止めています。当該事案の発生を受けて、県土整備部内では補助事業等に係る予算・決算管理体制の強化及び国費事務の組織的な調整などを行い、部内をあげて再発防止に向けた取組を進めているところです。(なお、当該未収金については、国において予算措置いただき令和5年2月2日に収入となりました。)</p> <p>会計管理局では、国費支払事務の管理を行うデータベースを新たに作成し、県土整備部のみならず全ての国費事務担当部局及び会計管理局双方で支払い漏れの防止体制を強化しています。また、国費の支払方法の理解不足が事案発生原因の一つであることから、国費事務の手引きを改正し、通常時及び緊急時の支払方法を明記するとともに、随時視聴可能な研修を提供し、理解の促進を図っています。さらに、国費事務におけるリスク分析を行い、リスク発生の未然防止を図る仕組みづくり(システムで補えない部分のチェック体制整備のため、国費事務マニュアルデータベースの作成や、国費支払管理データベースのチェック機能強化)に取り組んでおり、令和4年度中に運用を開始します。</p> <p>県の会計事務についても、会計実地検査の結果分析を行い、リスク発生の未然防止策について、全所属に周知徹底していきます。また、具体例に基づいた研修資料により、随時視聴可能な研修を実施し、職員のスキルアップと意識改革、一層の業務適正化に取り組んでいるところです。</p>	